

「年収の壁」対策を実施して未来の社会づくりに貢献

「年収の壁」対策支援奨励金

事前エントリー受付期間 令和7年2月28日(金)まで

配偶者の収入要件がある家族手当を見直す企業に

奨励金を交付



この事業に参加するメリット



従業員の福利厚生の上昇や
満足度アップにつながられます



「年収の壁」や「就業調整」などの
社会問題解決に貢献できます



働く意欲のある女性が
その能力を十分に発揮できる
社会づくりに貢献できます

1 事業主あたり奨励金10万円を交付!

募集企業数 100社×年10回募集 事前エントリー受付期間 令和7年2月28日(金)まで

奨励対象 都内中小企業事業主

「配偶者の収入要件がある家族手当」について、手当見直し取組期間(3か月)のうちに、下記のいずれかの見直しを行った都内中小企業事業主に対し奨励金を交付いたします。

- 1 配偶者手当(家族手当)の収入要件を撤廃する
- 2 配偶者手当(家族手当)を廃止し、他の手当に振り替える
- 3 配偶者手当(家族手当)を廃止し、基本給に繰り入れる

● 対象となる事業主

- ・本店または主たる事業所が都内にある中小企業事業主
- ・就業規則に「配偶者の収入要件がある家族手当」の規定がある
- ・事前エントリー日から過去5年以内に「配偶者の収入要件がある家族手当」の支給実績がある

※申し込み以前に、既に見直しを行った企業は対象外です。
※その他の要件については募集要項(申請の手引き)をご確認ください。

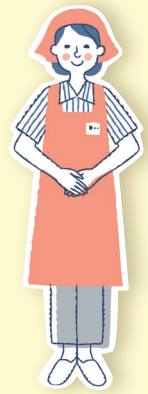
詳細は特設WEBサイトをご確認下さい。



<https://nenshunokabe-syoureikin.jp/>



「年収の壁」対策で、働く女性を後押し



近年、共働き世帯は6割を超えており、働く女性が増えています。

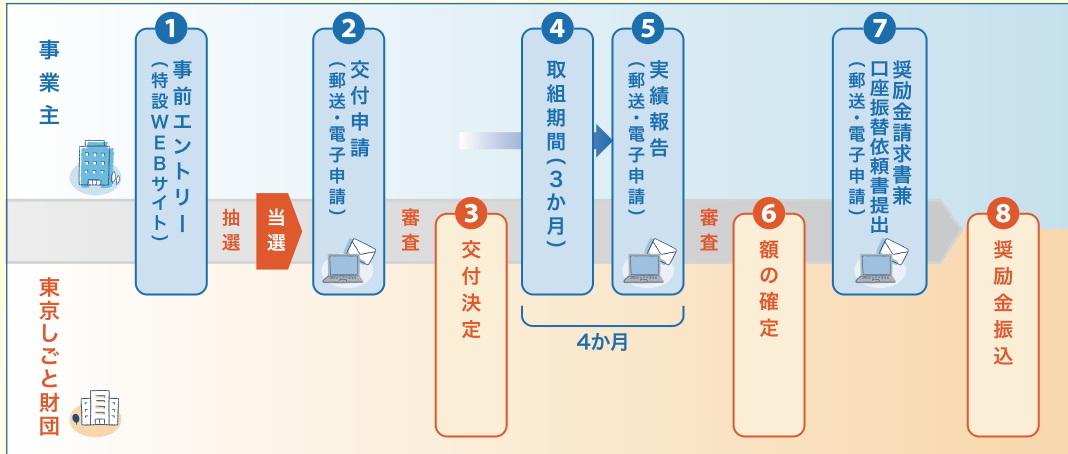
しかし、いわゆる「年収の壁」があるため、非正規雇用として働いている有配偶者の女性の多くが就業調整を行い、自ら労働時間を抑制しています。

本事業は、いわゆる

「年収の壁」の原因の一つとなっている「配偶者の収入要件がある家族手当」について、

見直しを行った企業に対し奨励金を交付し、働く意欲のある女性とその能力を十分に発揮できる環境を整備していくことを目的としている事業です。

● 手続きの流れ



● 配偶者の収入要件がある家族手当の制度見直しを行った企業の声

この事業をきっかけに、配偶者手当(家族手当)の在り方について改めて考え、見直しに取り組むことができました(情報通信業・A社)



配偶者手当(家族手当)の収入要件を撤廃したことによって、配偶者がいる従業員全員へ平等に手当が支給されるようになり、従業員がとても喜んでいました!(建設業・B社)



配偶者手当(家族手当)を廃止し、基本給への繰り入れを行いました。手当の支給対象者の確認にかける時間や工数が減り、事務関連の業務効率化を実現できました(製造業・C社)



事前エントリーについて

- ▶ 令和6年度の事前エントリー受付は全10回 ※詳細は特設WEBサイトをご確認ください。
- ▶ 各回の受付期間終了後に抽選を行い、当選した事業主は当選メール送信日から1か月以内に交付申請を行うことができます。

事前エントリー期間

令和7年2月28日(金)まで

本事業により交付決定を受けた中小企業は、東京都中小企業制度融資「女性活躍推進融資(TOKYOウィメン・ビズ・サポート)」の対象となり、信用保証料2/3補助や利率優遇を受けることができます。

詳細は、右記URLにてご確認ください。 https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/d8e117838e77684b8d05ce492b996024_3.pdf

令和6年度雇用関連諸制度に関する課題解決促進事業 「年収の壁」対策支援奨励金

事業の概要・取組内容・奨励金交付に関するお問い合わせ

(公財)東京しごと財団「年収の壁」対策支援奨励金担当

☎ 03-5211-2315

受付: 平日9:00~17:00(12:00~13:00、土曜・日曜・祝日、年末年始は除く)

<https://nenshunokabe-syoureikin.jp/>

事前エントリー・抽選や当選に関するお問い合わせ

事前エントリー窓口

☎ 050-4560-7554

受付: 平日9:00~17:30(土曜・日曜・祝日、年末年始は除く)

年収の壁 奨励金

検索

事前エントリーはこちら ▶



特設WEBサイト

